

1 趣旨

教育大綱は、総合教育会議の場において、首長と教育委員会が協議・調整し、首長が策定するもので、大綱を定めることにより、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確にするものです。

彦根市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、彦根市における教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

2 彦根市教育行政の体系

